



課長	課長補佐	係長	課員

相続人代表者指定届

つがる市長 様

令和 年 月 日

届出人 氏名

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出します。

相代表者	住所	〒 -		
	ふりがな			相続分
	氏名			/
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	()	被相続人との続柄	

被相続人	死亡時の住(居)所			
	氏名			
	死亡年月日	昭・平・令 年 月 日	性別	男・女

(相続人代表者を除く) 相続人	住所				相続分
	氏名			/	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	被相続人との続柄		
	住所				相続分
	氏名			/	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	被相続人との続柄		
	住所				相続分
	氏名			/	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	被相続人との続柄		
	住所				相続分
	氏名			/	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	被相続人との続柄		

※ この届出では、登記上の名義が変わるものではありません。

※ 相続放棄をされた場合は裏面に「相続放棄申述人の氏名、被相続人との続柄」をご記入ください。

※地方税法第9条の2第1項

(相続人からの徴収の手続)

第9条の2 納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第13条を除く。）においては、第11条第1項に規定する第2次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

【お願い】

1. 市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税義務者が亡くなられた場合、相続人を代表して税に関する書類を受領するかたを指定することができます。
2. 既に法務局にて相続登記の手続きをされた場合、提出の必要はありません。
3. 被相続人（亡くなられた方）が未登記の家屋を所有していた場合は、別途『未登記家屋の名義変更届』の提出が必要となります。詳細は税務課固定資産税係（電話0173-42-1107）へお問い合わせください。
4. 納税義務者が亡くなられた後、相当の期間内に相続人代表者指定届が提出されない場合は、地方税法第9条の2第2項の規定により、当市が相続人代表者を指定することがあります。
5. 現在、市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を被相続人（亡くなられた方）名義の口座から引き落としている場合は、お取引のある金融機関窓口で引落口座の変更（廃止）手続きをしてください。納付書が必要な場合など詳細は収納課（電話0173-42-2163）へお問い合わせください。
6. 家庭裁判所にて相続放棄の手続きをされた場合は、「相続放棄申述人の氏名、被相続人との続柄」を下欄にご記入のうえ、相続放棄申述受理通知書または相続放棄受理証明書の写しとあわせて提出してください。

氏名	(続柄)	氏名	(続柄)
氏名	(続柄)	氏名	(続柄)

※相続放棄申述受理通知書または相続放棄受理証明書の写しも同封してください。

※この届出書の有無にかかわらず、各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります。

※市税等に未納がありますと、相続人代表者の方に督促状等が届く場合があります。

連絡先

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑6 1 番地 1
つがる市役所 税務課・国保年金課・収納課
TEL 0173-42-2111 / Fax 0173-42-9911